

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>[別紙] 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第1 総則 (略)</p> <p>1 この指針の目的及び趣旨 (略)</p> <p>2 この指針の対象となる施設 (略)</p> <p>3 指導監督の事項及び方法</p> <p>(1) 指導監督の事項</p> <p>指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、<u>法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)</u>及び<u>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設</u>であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長(以下「<u>都道府県知事等</u>」という。)が<u>別に基準を定めている場合は</u>、指導監督基準の一部を適用しないことができること。</p> <p><u>また、指導監督は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき効果的・効率的に行うこと。</u></p> <p>(留意事項4) (略)</p> <p>4 認可外保育施設の把握</p> <p>(1) 認可外保育施設の把握 (略)</p> <p>(留意事項5) 市区町村との協力の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼</li> <li>・<u>市区町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供</u></li> <li>・<u>市区町村に認可外保育施設から、子ども・子育て支援法第30条の</u></li> </ul> | <p>[別紙] 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第1 総則 (略)</p> <p>1 この指針の目的及び趣旨 (略)</p> <p>2 この指針の対象となる施設 (略)</p> <p>3 指導監督の事項及び方法</p> <p>(1) 指導監督の事項</p> <p>指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、<u>1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設</u>であって、都道府県知事、<u>政令指定都市市長又は中核市市長が必要と認めた場合は</u>、指導監督基準の一部を適用しないことができること。</p> <p>(留意事項4) (略)</p> <p>4 認可外保育施設の把握</p> <p>(1) 認可外保育施設の把握 (略)</p> <p>(留意事項5) 市区町村との協力の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼</li> <li>・市区町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供。</li> </ul> |

11 第 1 項に基づく確認の相談等があった場合の必要に応じた都道府県への情報提供

(参照条文)

- ・都道府県知事は、第 59 条、第 59 条の 2 及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。(児童福祉法第 59 条の 2 の 6)
- ・市町村長は、第 30 条の 11 第 1 項及び第 58 条の 8 から第 58 条の 10 までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。(子ども・子育て支援法第 58 条の 12)

(留意事項 6) (略)

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導 (略)

(留意事項 7) (略)

(留意事項 8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第 59 条の 2 第 1 項参照）

届出対象施設は法第 59 条の都道府県知事等による指導監督の対象であることに加え、法第 59 条の 2 から第 59 条の 2 の 5 により都道府県知事等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記

(参照条文) 児童福祉法第 59 条の 2 の 6

都道府県知事は、第 59 条、第 59 条の 2 及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(留意事項 6) (略)

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導 (略)

(留意事項 7) (略)

(留意事項 8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第 59 条の 2 第 1 項参照）

届出対象施設は法第 59 条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第 59 条の 2 から第 59 条の 2 の 5 により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施するこ

録を含む。以下同じ。)の交付が義務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事等に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市区町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）

（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。）

ア～ウ （略）

エ 一時預かり事業対象となる乳幼児

法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

オ 病児保育事業の対象となる乳幼児

法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

法第 6 条の 3 第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

②・③ （略）

と。

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）

（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。）

ア～ウ （略）

エ 一時預かり事業対象となる乳幼児

オ 病児保育事業の対象となる乳幼児

カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

②・③ （略）

(留意事項 9) (略)

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置  
(略)

(留意事項 10) (略)

(4) 市~~区~~町村に対する届出事項の通知 (略)

## 第2 通常の指導監督

1 通則 (略)

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象 (略)

① 事故等が生じた場合の報告 (臨時の報告)

当該施設の管理下において、**重大な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知)に基づき、速やかに報告させること。** 様式 6 参照

また、**食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知)に準じて、都道府県、指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。)に報告させること。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。**

②～④ (略)

(留意事項 11) 運営状況報告を徴収することの意義 (略)

(留意事項 12) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い  
(略)

(留意事項 9) (略)

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置  
(略)

(留意事項 10) (略)

(4) 市町村に対する届出事項の通知 (略)

## 第2 通常の指導監督

1 通則 (略)

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象 (略)

① 事故等が生じた場合の報告 (臨時の報告)

当該施設の管理下において、**死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合は、速やかに報告させること。**

様式 6 参照

②～④ (略)

(留意事項 11) 運営状況報告を徴収することの意義 (略)

(留意事項 12) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い  
(略)

認可外保育施設に 24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（法第 27 条）
- ・母子生活支援施設等での母子保護の実施（法第 23 条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・子育て短期支援事業の活用（法第 6 条の 3 第 3 項）

（留意事項 13） （略）

（留意事項 14） 定期報告事項（施行規則第 49 条の 7）

① 報告が必要な事項

ア （略）

イ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者において報告が必要な事項

- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ （略）

② 研修の受講

法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の保育に従事する者（保育士（国家戦略特別区域法

認可外保育施設に 24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（法第 27 条）
- ・母子生活支援施設等での母子保護の実施（法第 23 条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・子育て支援短期利用事業の活用（法第 6 条の 3 第 3 項）

（留意事項 13） （略）

（留意事項 14） 定期報告事項（施行規則第 49 条の 7）

① 報告が必要な事項

ア （略）

イ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者、1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下である施設（上記留意事項 8 の各項目に掲げるものを除く。）の設置者において報告が必要な事項

- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ （略）

② 研修の受講

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設や 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設の保育に従事する者については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育

(平成 25 年法律第 107 号) 第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。) 又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)を除く。)については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和元年 9 月 20 日付け子発 0920 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参照すること。

(2) 運営状況報告がない場合の取扱い (略)

(3) 特別の報告徴収の対象 (略)

### 3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年 1 回以上行うことを原則とすること。

また、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設(1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。)に対する立入調査についても、年 1 回以上行うことを原則とする。これが困難である都道府県等においては、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年 1 回以上行うこともやむを得ないこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行うこと。

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年 1 回以上行うこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、巡回支援指導員等が訪問する、又は市区町村の協力を得て当該施設

事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和元年 9 月 20 日付け子発 0920 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参照すること。

(2) 運営状況報告がない場合の取扱い (略)

(3) 特別の報告徴収の対象 (略)

### 3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年 1 回以上行うことを原則とすること。

また、1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設(法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設を除く)に対する立入調査については、できる限り年 1 回以上行うよう努力することとし、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、市町村の協力を得て、当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

なお、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこと。

に訪問するなどして状況を確認すること。

また、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。

(留意事項 15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。

また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項 16) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること (法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。)。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

- ア 夜8時以降の保育
- イ 宿泊を伴う保育
- ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や

(留意事項 15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項 16) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）

- ア 夜8時以降の保育
- イ 宿泊を伴う保育
- ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者

相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

### ③ 事務所への立入調査 (略)

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義 (略)

## (2) 立入調査の手順

### ① 実施計画の策定 (略)

(留意事項 18) 行政情報の提供について (略)

(留意事項 19) (略)

### ② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。(法第59条第1項参照)

### ③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。(法第59条の2の6参照)

なお、市区町村は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等(子ども・子育て支援法第30条の11第1項)に対して、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」の第53条から第61条の規定を遵守させるため、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」(令和元年11月27日付け府子本第689号、

から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

### ③ 事務所への立入調査 (略)

(留意事項 17) 事務所に対する立入調査の意義 (略)

## (2) 立入調査の手順

### ① 実施計画の策定 (略)

(留意事項 18) 行政情報の提供について (略)

(留意事項 19) (略)

### ② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、(准看護師を含む。以下同じ。)、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。(法第59条第1項参照)

### ③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。(法第59条の2の6参照)

なお、市区町村は、子ども・子育て支援法第58条の2及び第58条の8から第58条の12までの規定に基づき、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に対して、施設の確認や、必要に応じた施設からの報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、さらに都道府県に対する協力要請を行うことができる。そのため、立入調査に当たっては、幼児教育・保育の無償化の観点から行われる市区町村による調査等と連携することが有効であると考えられること。

元文科初第 1118 号、子発 1126 第 2 号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添 1 及び 2) に基づき、子ども・子育て支援法第 30 条の 3 において準用する第 14 条第 1 項に定める指導と、子ども・子育て支援法第 58 条の 8 第 1 項に定める監査を行うことが求められている。

そのため、立入調査に当たっては、事前に市区町村の指導内容を把握するとともに、監査が実施された場合には、指摘事項や改善状況を確認し、効果的・効率的な調査を実施するよう努められたい。

(留意事項 20) 市区町村との連携の例 (略)

④・⑤ (略)

(留意事項 21) 速やかな立入調査ができない場合の処理 (略)

⑥ (略)

(留意事項 22) 問題を有すると考えられる施設に対する取扱い (略)

⑦～⑨ (略)

### 第 3 問題を有すると認められる場合の指導監督

#### 1 通則 (略)

(留意事項 23) 指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。特に、改善指導等の措置に当たっては、子ども・子育て支援法第 30 条の 3 において準用する同法第 14 条第 1 項及び同法第 58 条の 8 第 1 項に基づき、市区町村が実施した特定子ども・子育て支援施設等への指導及び監査における指導内容若しくは指摘事項又は改善状況等を情報共有した上で、効果的に実施すること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

(留意事項 24) 立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じること。特に、緊急時の対応については、留意事項 28 についても留意すること。

#### 【重点調査事項の例】

(留意事項 20) 市区町村との連携の例 (略)

④・⑤ (略)

(留意事項 21) 速やかな立入調査ができない場合の処理 (略)

⑥ (略)

(留意事項 22) 問題を有すると考えられる施設に対する取扱い (略)

⑦～⑨ (略)

### 第 3 問題を有すると認められる場合の指導監督

#### 1 通則 (略)

(留意事項 23) 指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

(新設)

- ・保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
- ・事故防止の取組（乳幼児突然死症候群に対する注意（乳児の仰向け寝等）等）
- ・適切な食事、衛生管理の徹底
- ・人権配慮、虐待防止
- ・その他、各都道府県等が定める重点調査事項

## 2 改善指導

(1) 改善指導の対象 (略)

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容 (略)

② 改善指導結果の確認 (略)

## 3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、留意事項 24 の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行うこと。

(2) 改善勧告の手順 (略)

(3) 利用者に対する周知及び公表 (略)

## 第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象 (略)

(留意事項 25) (略)

(留意事項 26) (略)

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

①・② (略)

## 2 改善指導

(1) 改善指導の対象 (略)

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容 (略)

② 改善指導結果の確認 (略)

## 3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行うこと。

(2) 改善勧告の手順 (略)

(3) 利用者に対する周知及び公表 (略)

## 第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象 (略)

(留意事項 24) (略)

(留意事項 25) (略)

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

①・② (略)

(留意事項 27) (略)

③・④ (略)

(3) (略)

#### 第5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順 (略)

(2) 緊急時の改善勧告 (略)

①～③ (略)

(留意事項 28) 上記の①から③の具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・「第1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第2 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「第1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設」の「(2)保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「(3)保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(留意事項 26) (略)

③・④ (略)

(3) (略)

#### 第5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順 (略)

(2) 緊急時の改善勧告 (略)

①～③ (略)

(留意事項 27) 上記の①から③の具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・「第1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第2 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「第1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設」の「(2)保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師(准看護師含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「(3)保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

|   |   |
|---|---|
| <p>(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令 (略)<br/> (留意事項 <a href="#">29</a>) (略)</p> <p>(留意事項 <a href="#">30</a>) (略)</p> <p>第6 情報提供</p> <p>1 市区町村等に対する情報提供 (略)<br/> (留意事項 <a href="#">31</a>) (略)</p> <p>2 一般への情報提供 (略)<br/> (留意事項 <a href="#">32</a>) (略)<br/> ①～④ (略)</p> <p>第7 雑則</p> <p>1 記録の整備 (略)</p> <p>2 厚生労働省への報告 (略)</p> | <p>(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令 (略)<br/> (留意事項 <a href="#">28</a>) (略)</p> <p>(留意事項 <a href="#">29</a>) (略)</p> <p>第6 情報提供</p> <p>1 市区町村等に対する情報提供 (略)<br/> (留意事項 <a href="#">30</a>) (略)</p> <p>2 一般への情報提供 (略)<br/> (留意事項 <a href="#">31</a>) (略)<br/> ①～④ (略)</p> <p>第7 雑則</p> <p>1 記録の整備 (略)</p> <p>2 厚生労働省への報告 (略)</p> |
|---|---|

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) [ ] の枠外が指導監督基準であり、 [ ] の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設</p> <p>(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。</p> <p><u>また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。</u></p> <p>○ 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。</p> <p>○ 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、<br/>乳児 乳児3人につき保育に従事する者1人<br/>1、2歳児 幼児6人につき保育に従事する者1人<br/>3歳児 幼児20人につき保育に従事する者1人<br/>4歳以上児 幼児30人につき保育に従事する者1人</p> <p><u>○ 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数に係る児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているよ</u></p> | <p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) [ ] の枠外が指導監督基準であり、 [ ] の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設</p> <p>(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。</p> <p>○ 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。</p> <p>○ 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、<br/>乳児 乳児3人につき保育に従事する者1人<br/>1、2歳児 幼児6人につき保育に従事する者1人<br/>3歳児 幼児20人につき保育に従事する者1人<br/>4歳以上児 幼児30人につき保育に従事する者1人<br/>(新設)</p> |

うな施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県等が施設ごとに基準日を判断することが可能である。

- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。  
短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

○ 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

(削る)

- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。  
短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師 (准看護師含む。以下同じ。) の資格を有する者であること。また、常時、保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。

(新設)

- (3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受ける

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

○ 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

(2) 保育に従事する者

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。

ロ （略）

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあつては、保育士又は

ことが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(新設)

(2) 保育に従事する者

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。

ロ （略）

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条3第9項の業務を目的とする施設にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

- 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 (略)

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) (略)

(2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

○ 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

(3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

- 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 (略)

(新設)

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) (略)

(2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

(新設)

(3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設  
(1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設 又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

(2) (略)

3 (略)

### 第3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
  - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
  - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設  
(1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

(2) (略)

3 (略)

### 第3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。  
(新設)

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
  - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
  - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努

めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照。)

#### 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

|     |         |
|-----|---------|
| 常用  | ①、② (略) |
| 避難用 | ①～④ (略) |

めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(新設)

#### 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

|            |         |
|------------|---------|
| <u>(い)</u> | ①、② (略) |
| <u>(ろ)</u> | ①～④ (略) |

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
  - ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
  - ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
  - ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
  - ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
  - ⑤その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。
- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ず出入口のある階）と認められる場合にあつては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
  - ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
  - ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
  - ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
  - ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
  - ⑤その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。
- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ず出入口のある階）と認められる場合にあつては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

|     |         |
|-----|---------|
| 常用  | ①・② (略) |
| 避難用 | ①～③ (略) |

ハ～ト (略)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

|     |         |
|-----|---------|
| 常用  | ①～② (略) |
| 避難用 | ①～③ (略) |

- 排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。
- 建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大

|            |         |
|------------|---------|
| <u>(い)</u> | ①・② (略) |
| <u>(ろ)</u> | ①～③ (略) |

ハ～ト (略)

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

|            |         |
|------------|---------|
| <u>(い)</u> | ①～② (略) |
| <u>(ろ)</u> | ①～③ (略) |

- 排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。
- 建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大

臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

- 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

## 第5 保育内容

### (1) 保育の内容

#### ア (略)

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を理解することが不可欠であること。

#### [乳児(1歳未満児)]

- ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

#### [1歳以上3歳未満児]

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、

臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

- 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

## 第5 保育内容

### (1) 保育の内容

#### ア (略)

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各発達区分ごとの保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)を理解することが不可欠であること。

#### [6か月未満児]

- ・心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

#### [6か月から1歳3か月未満児]

- ・一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助をしているか。

#### [1歳3か月から2歳未満児]

- ・生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を

機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。

- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

#### [3歳以上児]

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

#### [3歳児]

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

#### [4歳児]

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

#### [5歳児]

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を

高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を整えているか。

#### [2歳児]

- ・生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しているか。また、模倣やごっこ遊びの中で保育者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにしているか。

#### [3歳児]

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助しているか。

#### [4歳児]

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期である。保育者はこのような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めているか。

#### [5歳児]

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期である。保育者は、児童の主体的な活動を促すため多様

促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

〔6歳児〕

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるようにすること。

イ～オ (略)

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア、イ (略)

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ (略)

(3) (略)

第6 給食

- (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にする。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助しているか。

〔6歳児〕

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる。集団遊び、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる。遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるよう様々な環境の設定に留意しているか。

イ～オ (略)

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア、イ (略)

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ (略)

(3) (略)

第6 給食

- (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月厚生労働省）を参考にする。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。